## トレイ等中間選別業務委託仕様書

(委託する業務)

- 第1条 発注者が、受注者に委託する業務は、町内会ごとに指定されたステーションで収集 された一般廃棄物のうち「食品トレイ」、「ペットボトル」、「その他プラスチック製容器包 装」(以下「トレイ等」という。)の中間選別業務(以下「中間処理」という。)とする。
- 2 前項に定めるトレイ等の中間処理施設(以下「施設」という。)への搬入時間は、午前8 時から午後5時までとする。
- 3 受注者は、施設に搬入されたトレイ等の計量を車両ごとに行い、第12条第2項の規定 により発注者に報告しなければならない。

(法令の遵守)

- 第2条 受注者は、前条の委託業務を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法 律その他関係法令の規定を守り、かつ、発注者の指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、労働安全衛生法の規定を遵守し、従業員に労働災害防止の教育を定期的に実施し、併せて健康管理に努めなければならない。

(業務実施基準)

- 第3条 受注者は、発注者が第1条に定める委託業務を遵守遂行し、施設および施設周辺の 清潔保持に努めなければならない。
- 2 受注者は、トレイ等を施設へ搬入する廃棄物収集運搬車輌および一般通行車両の安全確 保に努めなければならない。
- 3 受注者は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が示す当該年度の「市町村からの 引き取り品質ガイドライン」を基準とし、中間処理を実施しなければならない。 (委託業務内容)
- 第4条 発注者が受注者に対し委託する中間処理は、次のとおりとする。
  - (1) ペットボトルの中間処理 高品質確保のための選別、圧縮・こん包によるベール化、保管、引渡しの業務
  - (2) プラスチック製容器包装(色トレイ・その他プラスチック製容器包装)の中間処理 高 品質確保のための選別、圧縮・こん包によるベール化、保管、引渡しの業務
  - (3) プラスチック製容器包装(白トレイ)の中間処理 高品質確保のための選別、乾燥、密封こん包、保管、引渡しの業務
  - (4) 異物の適正な分別・排出業務 トレイ等に異物が混入している場合は、適正に分別し、 発注者が指定する施設へ搬入し処理する業務

(作業用機器等の費用負担と点検)

- 第5条 受注者は、委託業務の遂行に必要な資器材、作業員、保険、その他一切の費用を負担する。
- 2 受注者は、委託業務遂行に使用する作業用車輌および機器等の始業点検を必ず行うとと もに、不良と認めるものは、速やかに改善しなければならない。
- 3 発注者は、受注者が委託業務遂行に使用する作業用車輌および機器等を随時点検し、不備と認めるものについては、受注者の費用負担により取替または補修を命じることができる。この場合において受注者は異議なくこれに応じなければならない。

(金品の請求等の禁止)

第6条 受注者は、委託業務の遂行に関し、いかなる名目であっても第三者に対して金品等 を要求してはならない。 (トレイ等の帰属区分)

第7条 委託業務の遂行による中間処理されたトレイ等(以下「処理トレイ等」という。)は、 発注者に帰属する。

(処理トレイ等の引渡し)

- 第8条 受注者は、処理トレイ等を、発注者が指定する再商品化事業者へ引渡すものとする。
- 2 受注者は、再商品化事業者への円滑な引渡しに努めることとし、積込み用機材の整備、 および引渡し車輌への積込み作業の支援を行うものとする。
- 3 引渡しに当たっては、施設にて品目ごと計量を行い、その実績について、第12条第2 項の規定により発注者に報告しなければならない。

(資源物処分損益処理)

第9条 資源物処分に伴う一切の収入または処分費について、発注者が直接歳入または歳出 する。

(使用人の行為に対する責任)

- 第10条 受注者は、自己の使用人について服装、言語および態度に十分注意し奉仕精神を 徹底させ、市民に不快の念を与えないように常に指導しなければならない。
- 2 受注者は、自己の使用人に対して、業務の範囲および内容について指導教育を確実に行い、適正に業務が遂行されるよう努めなければならない。
- 3 受注者は、自己の使用人が業務中に起こした事故等に伴う損害賠償については全てその 責任を負わなければならない。
- 4 受注者は、自己の使用人の行為については、自ら行ったと同一責任を負い、自己の意思でなかったという理由でその責めを免れることはできない。

(契約の解除)

- 第11条 発注者は、受注者による廃棄物の不適切な処理、委託料の不当請求および本仕様 書の定めに違反し不正行為があると判断した場合は、この契約を解除することができる。 (報告)
- 第12条 受注者は、受託業務を安全かつ適切に遂行するための指導監督職員を任命すると ともに、発注者に対し業務着手前に報告しなければならない。
- 2 受注者は、委託業務を遂行した月毎にその実績を業務完了報告書と委託業務実施月報(計量表)により、速やかに発注者に報告しなければならない。

(委託料の支払方法)

- 第13条 発注者が受注者に支払う業務委託料は、前条に規定する報告により、発注者が適正であると認めた施設へのトレイ等搬入量に、品目1トン当たりの契約単価を乗じて得られた金額とする。
- 2 受注者は、当該月に係る業務委託料を翌月10日までに発注者に請求し、発注者は請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(その他)

第14条 その他必要な事項については別途定める。

## 《入札·契約方法》

本業務は、トレイ等の中間選別量1トン当たりの単価契約とするので、応札額については、 トレイ等の中間選別量1トン当たりの価格(税抜き)とする。